

## 「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

### 1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先だけでなくサプライチェーンの深い層の取引先に働きかけることにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。

(個別項目)

#### ＜事業承継の支援＞

当社は、山ぶどうの安定的な原料供給体制の構築に向け、原料生産者との長期的な取引関係の維持・強化に取り組めます。特に、担い手不足が進む中においては、地元の農協や、金融機関、行政（地域おこし協力隊）などと連携し、後継者不在農家に対する事業承継や新規参入に関する情報共有・支援に関与することで、生産基盤の維持・確保に努めます。

#### ＜オープンイノベーション＞

当社は、山ぶどうを核とした地域資源型サプライチェーンの持続的発展に向け、原料生産者との長期的な取引関係の構築に取り組めます。特に、岩手県内の同業製造事業者、研究機関、取引先企業等とのオープンイノベーションを推進し、搾汁技術の高度化や製品品質の向上、規格外原料の有効活用等に向けた共同研究・開発に取り組めます。加えて、原料調達や生産体制における情報共有と相互補完を図り、需給変動に柔軟に対応できる体制の構築を進めます。

また、山ぶどうを原料にした商品を求める大手飲料メーカー等との連携を通じて、需要動向や商品開発に関する情報共有を行い、増加する大口需要に対して安定的に対応できる供給体制の確立と付加価値の創出に取り組めます。

### 2. 「振興基準」の遵守

発注方法の改善、対価の決定の方法の改善、代金の支払方法の改善、型等に係る取引条件の改善、知的財産の保護及び取引の適正化等を含む委託事業者と中小受託事業者との望ましい取引慣行（受託中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組めます。

#### ＜価格の設定について＞

当社は、原料生産者からの仕入れにあたっては、生産コストや経営状況を踏まえ、十分な協議の上で適正な価格決定を行うとともに、継続的かつ安定的な取引関係の維持に配慮します。

また、製品の供給においては、原材料費やエネルギーコストの変動を適切に反映し、取引先と十分に協議の上で価格を決定し、一方的な条件設定とならないよう努めます。

<支払方法等について>

さらに、支払条件の適正化や発注内容の明確化に取り組み、取引の透明性向上と円滑な取引関係の構築を推進します。そのために手形等は使用せず原則的に現金による支払をいたします。また代金の支払期日についても互いに不利益を生まないためにも最長でも2か月とします。

### 3. その他（任意記載）

2026年4月6日

受託中小企業振興法に基づく「振興基準」の内容を理解した上で宣言します。

株式会社 佐幸本店

代表取締役 佐々木 一

企業名

役職・氏名（代表権を有する者）

（備考）

- ・本宣言は、（公財）全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。